

吉野川市農業委員会総会議事録(3月総会)
(令和5年3月)

1. 開催日時 令和5年3月27日(月)
午後1時30分から午後2時15分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 16人

会 長 5番 大久保 光 江
 会長職務代理者 12番 真 相 広 也
 副会長 2番 山 口 博 史
 14番 近 藤 清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (3人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第 9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議第12号 農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議第13号 空き家に付属した農地の指定解除について
- 第7 報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 第8 報告事項(2)農地転用の制限の例外届について

- 第9 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
第10 報告事項(4)空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年3月 吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、4番原田委員、8番河野委員、15番阿部委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、当分の間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長 (会長挨拶)

議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、17番、瀬尾委員、18番、大塚委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第 9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件
議第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件
議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5件
議第12号 農用地利用集積計画の決定について
議第13号 空き家に付属した農地の指定解除について 1件
報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告事項(2)農地転用の制限の例外届について

報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項(4)空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について

でございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議長 それでは、議第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議長 まず最初に、議第9号1番の、売買による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字殿原、地目は、台帳、現況共に畑、面積は、2,053㎡です。譲渡人は、兼業農家ですが、農業を縮小しており、譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は会社を経営する傍ら、自作地13,680㎡で、主に米とシキビを栽培しており、申請地では、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地は、宅地と農地の混在している地域でございます。今回申請の土地は農地が広がっているところです。申請地については2,000㎡余りということで広い土地でございますが、呉郷団地につながる道に面しておりまして、耕作はした経験はないんですが、トラクターで土地の管理はできている状態でございます。譲受人はシキビと米を主に広く経営しておりまして別に問題はないんじゃないかと考えております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第9号1の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号

1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第9号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字江川、地目は、台帳、現況共に畑、面積は528㎡です。譲渡人は、兼業農家ですが、農業を縮小しており、譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は兼業農家で、自作地23,859㎡で、主に米と露地野菜等を栽培しており、申請地では、ミカン等の苗木を植え付けする予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 河野委員さんの調査報告では、申請書のとおりなので、何も問題はないとのことでした。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第9号2番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第9号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、3番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、鴨島町上下島字呉島、地目は、台帳、現況共に畑、面積は468㎡です。譲渡人は、農業をする予定はなく縮小しています。

近隣の専業農家である譲受人と話がまとまり、贈与により農地として継続することになりました。譲受人は、自作地6,049㎡で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、露地野菜を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚です。いま、事務局から説明があったとおりで、別段問題になるような点は見受けられませんので、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第9号3番の、贈与による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第9号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、川島町学字北久保、地目は、台帳、現況共に田、面積は685㎡です。譲渡人は、兼業農家ですが、農業を縮小しており、近隣の譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は農家で、自作地1,381㎡、借入地1,532㎡で、主に米とニンニクを栽培しており、申請地では、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は、父が亡くなり農地の所有に困っていて譲受人との売買による話がまとまったようです。何も問題な

いと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第9号4番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第9号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。2筆でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は、山川町麦原、地目は、台帳、現況共に田、2筆の合計面積は804㎡です。譲渡人は、高齢で体調をくずし、農業を縮小しています。近隣農家である譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地6,740㎡、借入地958㎡で、主に米を栽培しており、申請地では、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請地は譲受人の家のすぐ北側にありまして条件も整っており何も問題はないようです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第9号5番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第9号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第10号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは1番の、進入路、駐車場、宅地の拡張のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 2頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、川島町三ツ島字北新田、地目は、台帳、現況共に畑、面積は154㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、長年2m程度の国道からの進入路を利用していたが、宅地が国道より1.3mも低く、法事等を行う際、どうしても進入路と駐車場に不都合があるということで、今回の申請になったようでございます。転用後の主な土地利用としては、進入路の拡張、駐車場の確保、宅地の拡張となっています。事業費については、自己資金100万円を予定しています。

土地の造成については、国道との高低差が1.3m程度あるため、9m幅で、放射状に国道部に砂利混入山土で盛土し、既存進入路と併せてスロープ状に切り下げて、進入路を確保する計画です。その他の空地についても、砂利混入山土を20cm程度敷き整地して仕上げます。また、現屋敷内に、境界ブロック塀があるので、申請地と一帯利用するため取り壊し、土地の高さ調整を砂利混入山土で施工する予定です。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画のため、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保でございます。事務局から説明があつたとおりでございます。問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第10号1番の、進入路、駐車場、宅地の拡張のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第10号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第10号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは1番の、売買による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字藤井谷、地目は、台帳、現況共に田、面積は121㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲渡人は、市外に居住し農業を縮小しております。申請地の隣地に居住する譲受人は、駐車場用地を拡張したいということで、双方の話し合いにより、売買で話がまとまったようでございます。事業費は、自己資金20万円を予定しています。

土地の造成については、表土を整地の上、碎石を10cm程度敷き仕上げる予定です。民境界には、境界壁と石積み擁壁があるので、土砂等の流失はありません。

排水等については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可はやむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 河野委員さんの調査報告では、特に問題はないとのことでした。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第11号1番の、売買による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第11号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

- 議 長 異議なしということでございますので、議第11号1番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして2番及び3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 2番でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字大東、地目は、台帳、現況共に田、面積は952㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル146枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,100万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで、年3回以上草を刈る予定です。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。
- 事務局 3番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字新田、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,158㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル166枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,150万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで、年3回以上草を刈る予定です。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 11番 11番、江本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。ともに太陽光発電施設用地として、2番の土地なんです、周辺も太陽光発電施設がたくさん設置されておりまして、ここも問題はないだろうと思います。

3番ですが、この土地はずいぶん前から耕作はしておらず、この度、太陽光発電施設用地として買っていただけるということで土地の有効活用から考えてもいいんじゃないかと思います。両方とも問題はございません。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第11号2番及び3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第11号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第11号2番及び3番につきましては許可することに決定致しました。

議長 　続きまして4番及び5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　4番でございます。2筆でございます。位置図については、資料10です。申請地の所在は、山川町東麦原、地目は、台帳、現況共に田、2筆の合計面積は1,137㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル152枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,200万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、年3回以上草を刈る予定です。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

事務局 　5番でございます。位置図については、資料11です。

申請地の所在は、山川町翁喜台、地目は、台帳、現況共に田、面積は963㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル166枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をRE100電力(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金1,063万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、表土にセメントを混ぜて仕上げ

ます。民民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原でございます。申請地は国道193号線の西の旧道に面しておりまして、何も申すことのない物件だと思えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第11号4番及び5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第11号4番及び5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第11号4番及び5番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 次に、議第12号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4頁から11頁をご覧ください。議第12号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和5年3月7日付け4吉農林第429号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定新規が33件66筆63,026.00㎡でございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、議第12号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第12号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第12号につきましては、承認されました。
- 議 長 次に、議第13号、空き家に付属した農地の指定解除についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書の12頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料12です。
- 本件につきましては、令和4年9月28日付け吉農委第1号により、空き家に付属した農地の指定を行っていましたが、令和5年2月28日付け吉野川市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第9条第1項第4号の規定による、指定解除申請書が提出されました。同基準第10条第1項の規定により、その指定を解除しようとするときは、総会の決定を経るものとする規定されておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。
- なお、事務局において解除理由を伺ったところ、契約の不調との事でした。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がございました、議第13号の、空き家に付属した農地の指定解除につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第13号について了承することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第13号につきましては空き家に付属した農地の指定を解除することに決定致しました。
- 議 長 次に、報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(2)農地転用の制限の例外届について、報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項(4)空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について、事務局より報告を求めます。
- 事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、をご報告致します。
- この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業

委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の13頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料13です。

所在は、鴨島町牛島字明治開、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は430㎡でございます。転用目的は、売買による店舗併用住宅への転用申請でございます。令和5年3月3日に届出が提出され、令和5年3月10日に、これを受理し通知書を送付しましたのでご報告致します。

○報告事項(2)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。

議案書の14頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料14です。

1番は、農地法第5条第1項第8号に基づく同法施行規則第53条第1項第14号による、公共事業での墓地駐車場として、面積155㎡の転用届出でございます。

令和5年1月20日付けで、これを受理致しましたので、ご報告いたします。

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の15頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、2件3筆でございます。

内訳と致しまして、残存小作権設定の賃貸借権の合意解約が1件1筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が1件2筆、でございます。

○報告事項(4)空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について、ご報告致します。

農地法第3条第2項第5号の規定については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。)第5条の規定により下限面積が削除されることとなりました。これにともない、同法施行規則第17条の基準に従って制定された、30アールの面積(下限面積)の要件、「吉野川市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」も、令和5年3月31日をもって廃止となります。

以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(4)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

その他について説明

○農業委員会活動記録セットについて
○「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
以上です。

議 長

それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたこと
を感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後2時15分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記